

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

番号	商号又は名称、代表者名 本社所在地	指名停止の期間	筑西市建設工事等指名停止等 措置要綱該当条件	理由	備考
	株式会社北東 代表取締役 滝田 淳子 筑西市玉戸1671番地1	令和6年3月27日から 令和6年4月26日まで (1か月)	(不正又は不誠実な行為) 第2条、別表第2第13項(3) (1か月以上9か月以内)	令和6年3月14日執行の指名競争入札「下館駅南口トイレ清掃業務委託」において、最低価格で落札したにもかかわらず契約辞退届が提出されたことが、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱別表第2第13項第3号に該当する。	
1	株式会社久米設計 代表取締役 藤澤 進 東京都江東区潮見2-1-22	令和6年1月12日から 令和6年5月11日まで (4か月)	(談合及び競争入札妨害) 第2条、別表第2第6項 (逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内)	株式会社久米設計の執行役員である九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕された。 このことは、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第6項」に該当する。	